

令和5年12月27日

## 職員の懲戒処分の公表について

令和5年12月27日付けで職員の懲戒処分をしましたので、下記のとおり公表します。

## 記

## 1. 当該職員

看護部 20代 看護師

## 2. 処分の程度

懲戒免職

## 3. 非違行為の概要

当該職員は、令和5年12月8日（金曜）午前0時30分頃、大牟田市有明町1丁目付近を、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、道路交通法違反（酒気帯び運転）の現行犯で逮捕された。

## 4. 処分の理由

今回の処分を決定するにあたっては、①飲酒後間もなくの運転で呼気中アルコール濃度も高い数値であったこと、②当該職員の職責や職務内容等を考慮した。

公立病院として地域住民の命と健康を守るべき立場にある当院職員が、このようなことを行ったことは、医療従事者としてあるまじき行為であり、また、公務員として、法令をより一層守らなければならない立場であるにもかかわらず飲酒運転を行った

ことは、市行政、病院事業への信頼を著しく損ねるものであり、その責任は極めて重大である。

特に飲酒後間もない時間に運転をしたことは、極めて軽率で悪質なものと言わざるを得ないため、情状を酌量することはできないと判断した。

今回の行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法に違反し、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非行にあたるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分として免職とするものである。

## 5. 管理監督者に対する措置について

当該職員の非違行為に関連して、管理監督者4名に対し、懲戒処分に準ずる措置として文書注意を行った。(令和5年12月27日付け)

事務部長

看護部長

事務部 総務課長

看護部 看護師長

## ◆病院事業管理者コメント

このたびのことは、極めて遺憾であり、患者さんをはじめ地域の皆様からの信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

全職員に対し今回の事案を共有するとともに、今後、このような事態が発生することがないように、より一層職員の服務規律の遵守、綱紀粛正の徹底を図り、皆様からの信頼を回復できるよう取り組んでまいります。

(お問い合わせ)

荒尾市立有明医療センター

総務課 上田、片山

(電話) 0968-63-1115